

地域計画での農業者団体

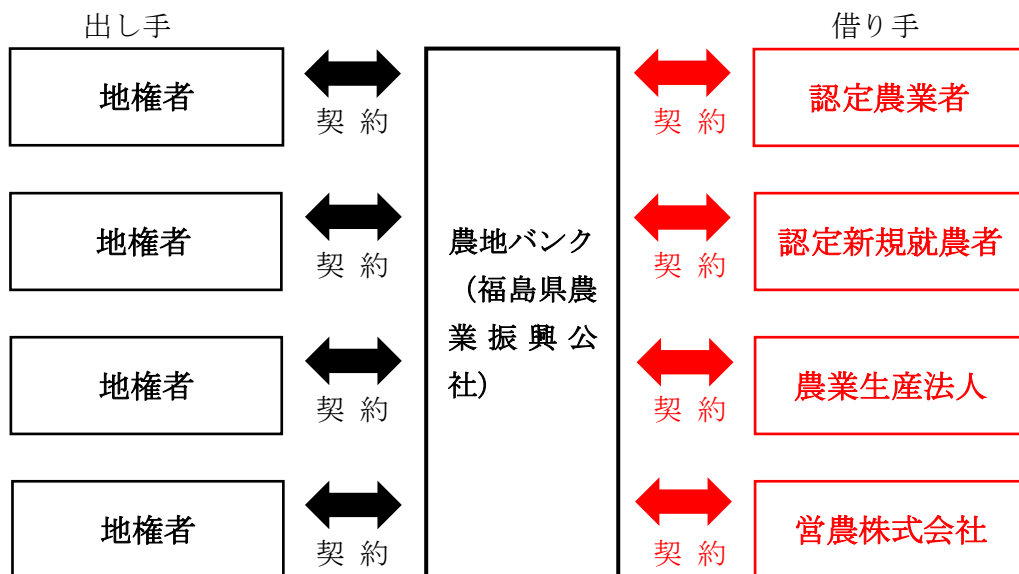
地域計画ではそれぞれの検討場面で「団体」という言葉が出てきますが、下記のように位置づけが異なります。

1 地域計画の策定を検討していく団体 法人格を持たない任意団体で可

- ① 地域計画を検討していくための団体で、対象地区をカバーする団体になります。浪江町では大字単位で策定していくこととしているため、行政区や復興組合、営農改善団体などが考えられます。
- ② 地域計画策定までその役割を担います。

2 農地バンクと農地を借りる契約する団体 法人格を持たない任意団体では不可

- ① 農地バンクとの契約は農地所有者（貸し手）と担い手（借り手）です。
- ② 担い手（借り手）は個人または法人となります。
- ③ 営農再開支援事業で地域の農地を管理している〇〇生産組合や〇〇復興組合は法人格がない任意の団体のため、担い手としての農地を借りる契約の契約者となれません。
- ④ そのため、農地バンクと契約するためには〇〇生産組合や〇〇復興組合の法人化や新たな法人を設立する必要があります。
- ⑤ 法人化が出来ない場合は、担い手個人ごとの契約となります。
(法人を構成する各々の組合員との契約になります。)
- ⑥ 借り手は認定農業者、認定新規就農者、町の基本構想水準を満たしている個人または組織などです。



3 地域集積協力金の受け皿団体 法人格を持たない任意団体で可

【地域集積協力金の使途】

- ① 地域集積協力金は契約者に交付されるのではなく、地域計画を策定した地域に交付され、使途は地域で決めます。
- ② 使途の検討は地域計画を検討してきた検討団体が地域全体をカバーしているのであらかじめ決めておきます。

活用例

- ・ 共同機械のメンテナンスに活用
- ・ 農業振興の取り組みに活用
- ・ 農道や水路の修繕に活用 など

【受け皿団体】

- ① 地域集積協力金の受け皿となる団体は会計経理を適切にできる団体であれば法人である必要はありません。〇〇生産組合、〇〇復興組合などの任意団体でも可能です。
- ② 予め農地バンクと契約するまでに地域計画を検討してきた団体で決めておきます。

【参考：地域集積協力金の流れ】

地域計画の集積率に基づき、浪江町が福島県に申請し決定された地域集積協力を浪江町を経由し地域の受け皿団体に交付します。

4 農作業受委託契約 法人格を持たない任意団体で可

農地バンクと農作業受委託契約もできます。農作業種委託には2種類ありそのどちらも、法人格を持たない任意組織・団体で契約ができます。

- ・ 基幹農作業受委託（基幹三作業）
- ・ 特定農作業受委託（基幹三作業＋販売）

基幹三作業：水稲の場合①耕起代かき②田植え③収穫脱穀

大豆の場合①耕起整地②播種③収穫

注：委託者と受託者間でのインボイス制度への対応は当事者間で調整が必要です。（例：販売の際し、委託者が免税事業者で受託者が課税事業者の場合、委託者がインボイスを発行できないため受託者（課税事業者）が仕入税額控除を受けられない場合があります。）

注：地域集積協力金の算定根拠となる農地バンクへの貸付面積は半分として計算されます。